

合併

3月定例議会を3月3日から23日まで開きました。

条例の制定や改正、平成16年度の予算などを慎重に審議した結果、広域行政推進課を企画課に統合するなどとした、部設置に係る条例の改正案は賛成8・反対11の賛成少数で否決しました。

平成16年度の一般会計ほか各会計予算については、全会一致あるいは賛成多数で可決しました。詳しい内容は4ページからの特集でお伝えします。

ここでは、「海田町と広島市との合併について町民の意思を問う住民投票条例」についてお知らせします。

臨時議会

住民投票条例を可決

ポイント

1 特例法の期限内での合併の是非

合併特例法の適用を受けることができる期限内の合併の是非を問うものです。

四月十四日に開いた臨時議会で、広島市との合併について町民の意思を問う住民投票条例を全会一致で可決しました。

町は実施に当たっての施行規則を作成後、条例を公布する予定で、今年の八月中に住民投票が実施されることとなりました。

ポイント

3 ○以外は無効

投票用紙の賛成欄または反対欄に○の記号を書きます。○以外の記号を書いた投票は無効になります。

Q 投票用紙に×の記号を、あるいは投票用紙の一方に

ポイント

2 永住外国人に投票資格

投票資格者は投票日において満二十歳以上で、引き続き本町に三カ月以上住所を有する方です。

永住外国人の方にも投票資格があります。ただし、申請して資格者名簿に登録された人のみです。

どうなる—広島市との

ポイント

5 結果の尊重

町長は、住民投票の結果を尊重しなければいけません。
Q 結果に従う、としなければ住民投票を実施した意味が無いではないか。
A 最終決定はあくまでも議会が決めることになるのでこのような表現にした。

ポイント

4 投票運動の自由

住民投票に関する運動は、買収や脅迫など町民の自由な意思が拘束されるもの以外なら、自由に行うことができます。
Q 戸別訪問はできるのか。自由に行うことができる。
A どちらも無効票となる。

Q 投票率が50%を割った場合は開票しないという他の自治体の例もあるが、本町の場合はどうするのか。
A 人口の少ない自治体ではそのような例もあるが、本町では有権者だけで二万人を超える。仮に投票率が49%だったとしても一万人以上の方が投票されており、それを死票にしないためにも投票率にかかわらず開票する。

住民投票スケジュール(案)

月	事 務 日 程
4月	合併問題調査特別委員会 臨時議会(住民投票条例の提案) 住民投票条例公布
5月	
6月	住民投票住民説明会
7月	
8月	住民投票期日(22日)
9月	

